

障害者手帳を持っている労働年齢の人びとの総数が約 204 万人、そのうち就業者は 82 万 6000 人。

就業率は 40.5%（知的障害者 52.7%、身体障害者 43.3%、精神障害者 17.4%）

就業者のうち福祉的就労施設利用者が占める割合 20.8%（知的障害者 59.4%、身体障害者 6.6%、精神障害者 37.7%）

平均工賃（2007 年の厚生労働省による調査）

就労継続支援事業 A 型および福祉工場（雇用契約があり、労働法が適用される）：約 10 万～11 万円

就労継続支援事業 B 型、授産施設：約 1 万 2000 円

小規模作業所：約 7300 円

比較的工賃の高い就労継続支援事業 A 型や福祉工場でも、手取り収入のみで地域での生活費を賄うことは困難であり、まして授産施設等の利用者は、障害基礎年金などとあわせても困難であると考えられる（松井 2009a:33）³。

福祉的就労という働き方が抱える問題の核心は、それが労働と位置づけられていないため、働く障害者に労働者としての権利が認められていない、という点にある。福祉的就労は労働ではなく訓練として位置づけられ、働く障害者は福祉サービスの「利用者」とされる⁴。そのため、福祉的就労には労働基準法や最低賃金法などが適用されない。さらに、就労継続支援事業などの福祉的就労は、障害者自立支援法に基づく福祉サービスであるため、就労している障害者に利用料が課されることになっている。

しかし実態としては、授産施設等は訓練の場ではなく就労の場となっている。授産施設等の利用者の 75% が 3 年以上の長期利用者であり、利用者全体の平均在所期間は 9.3 年である（松井 2009a）。また、障害者雇用促進法では職業リハビリテーションサービスは無料で提供されると規定されており、同じ目的のサービスであるにもかかわらず整合性がないという問題もある。

2. 箕面市における社会的雇用事業

（1）「福祉と労働の谷間」

以上にみてきたような福祉的就労をめぐる問題への一つの解決策として実践してきたのが、

³ こうした状況にたいして、新重点施策実施 5 カ年計画（2007 年 12 月策定）では、一般就労への年間移行者数を 2005 年度の約 2000 人から 2011 年度は 9000 人にすること、また「工賃倍増 5 カ年計画」による福祉的就労の底上げを行うことが目標に掲げられている。

⁴ 障害者自立支援法では、就労継続支援とは、就労と訓練の機会を提供することとされ、最終的な目標は一般就労におかれている。

「この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう」（第 5 条 15）。

2007 年の通達「授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法第 9 条の適用について」には、福祉的就労者が労働者かどうかと判断基準が示されている。この点については、松井（2009a）、栗原（2010a）で論じられている。

箕面市における社会的雇用事業である⁵。

箕面市では、福祉的就労をめぐる問題は「福祉と労働の谷間」において生じたものと捉え、その谷間を埋めるための施策を行ってきた。箕面市ではこの「福祉と労働の谷間」の問題を次のように説明している⁶。

日本の福祉と労働の政策・施策は、以前は遠い存在だったが、次第に接近し合い、両者の間に谷間が生まれた。労働施策と福祉施策のそれぞれが、その守備範囲を広げてきたからである。労働施策の守備範囲は、身体障害者の職業訓練に、知的障害者も含めた就労支援が加わり、さらにより重度・広範な障害者の就労支援へと広がってきた。一方福祉施策の守備範囲は、施設中心の障害者福祉から、地域での生活支援、そして就労支援へと広がってきた。こうして労働政策と福祉政策の守備範囲が接近してきた。しかし、行政機関は依然旧労働省と旧厚生省に分かれているため、「福祉と労働の谷間」が生まれ、それが放置されてしまっている。

こうして生まれた谷間の問題を解決するには、A 案：労働法制の拡大（現行の障害者雇用促進法の守備範囲を拡大する）、B 案：福祉法制の拡大（障害者自立支援法廃止後の障がい者総合福祉法（仮称）に労働分野まで含める）、C 案：中間法を作る、の三つの方策が考えられる（栗原 2010b:54）。

現在日本で、福祉と雇用の谷間を埋めるための施策として構想されているのが、①2010 年 6 月に閣議決定された「福祉的就労への労働法規の適用」⁷と、②箕面市が提案している「社会的雇用の法制度化」の二つである。

「福祉的就労への労働法規の適用」は、福祉的就労のあり方自体を一般就労に近づけていくことによって福祉と労働の問題を解決しようとするものであり、「現在 17 万人とも言われる福祉的就労者の位置づけを根本からとらえ直す大作業」である（同:57）。

これに対して「社会的雇用の法制度化」は、福祉的就労と一般就労の中間にもう一つの雇用のあり方を新しく創り出すものであり、限定された人びと（10 万人を想定）を対象とする。福祉と労働の間に空いた谷間に、まずは一つの中間項を挟み込むことによって、橋を架けようとするものといえるだろう。

（2）社会的雇用とは

一般就労は、多くの障害のある人びとにとってはハードルが高い。福祉的就労は、低賃金で働くことによる経済的自立には遠い。これらの中間に、働きたいと願う障害者に就労の場を作り出すことが社会的雇用事業の目的である。社会的雇用の眼目は、賃金補填という形で最低賃金水準を保障し、働く障害者に労働者としての権利を付与することにある。

社会的雇用事業は、箕面市において 1986 年から独自に行わされてきた。1982 年に豊能障害者労働センターが「福祉ではなく、労働」に軸足を置いた活動を始めたことがきっかけとなって、障

⁵ 滋賀県で実施されている「社会的事業所」制度も、同様の目的を持つ制度として注目される。

⁶ 以下は栗原（2010b）に基づく。

⁷ 2010 年 6 月 29 日に閣議決定された「障害者制度改革のために基本的な方向について」に、「いわゆる福祉的就労の在り方について、労働法規の適用と工賃の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会（以下「総合福祉部会」という。）における議論との整合性を図りつつ検討し、平成 23 年内にその結論を得る」と記されている。

害者への賃金補填が始まった(栗原 KSKQ(障害者事業団だより)No.39 通巻 6700 号)2010 年 7 月 30 日発行:4-5)。

1990 年に箕面市の外郭団体として障害者事業団が設立され、その後は箕面市が事業団に補助を行い、事業団が障害者事業所に助成をしている。現在、社会的雇用の場としての障害者事業所 4 つがあり、67 名の職業的に重度な障害者を雇用している。障害者事業団でもそれ以外に 20 名を雇用している(同)。

社会的雇用の対象となる「職業的に重度な障害者」とは、「障害が理由となった社会的ハンディの結果、一般就労の困難な者」(財団法人箕面市障害者事業団障害者雇用助成金要綱)とされている。一般就労が困難と判断された中度～重度の障害のある人びとが雇用対象となる。箕面市の社会的雇用事業においては、「個々の障害程度だけを捉えるのではなく、社会との関係の中から、それぞれの人の「働きにくさ」を踏まえて「職業的重度障害者」か否かを判断する(財団法人箕面市障害者事業団 2007)。

助成の対象となる事業所は、次の 7 つのことに該当するものとされている。

- ①職業的重度障害者の雇用実数が 4 人以上でかつ、雇用割合が 30% 以上で(実人数算定)あること
- ②障害者雇用及び、そのことを通した職種開拓・職域拡大に向けた事業内容を社会的に明示していること
- ③障害者雇用に関して箕面市及び本事業団(箕面市障害者事業団)との連携を保持しており、本事業団の職種開拓育成事業の対象事業所であること
- ④事業所内外において、障害者問題等、人権・福祉問題の啓発を行っていること
- ⑤事業所の経営機関に障害者自身が参加していること
- ⑥労働保険(労災保険、雇用保険)の適用事業所であること
- ⑦事業所としての経営努力がなされていること

(財団法人箕面市障害者事業団障害者雇用助成金要綱より)

単に障害のある人びとをたくさん雇用しているということではなく、人権・福祉問題の啓発や、経営機関への当事者参加によって、雇用を通じた地域社会のノーマライゼーションの促進に寄与していることが条件となっている。

社会的雇用では、補助金から、障害のある人びとへの 4 分の 3 の賃金補填を行う。さらに、援助者助成と設備助成がある。障害者自立支援法においては、公的資金は職員人件費や建物管理費には充当できるが、障害者の人件費にはあてられないため、公費からの賃金補填は社会的雇用の最大の特長であるとされている(栗原 2010b)⁸。

(3) 社会的雇用事業の意義

現在箕面市では、この社会的雇用をモデルに、国の制度として社会的雇用制度を創出することを提案している。

国レベルの法制度化の提案に当たって、箕面市が提示する社会的雇用事業の政策的意義は、

⁸ 箕面市の 4 つの社会的事業所における過去 5 年間の平均賃金はほぼ 10 万円であるが、この額は大阪府の最低賃金(91440 円)とも近く、また一般就労と福祉的就労の平均賃金(それぞれ 15 万円、2 万円)の中間に当たる額(8.5 万円から 9 万円)にも近い(栗原 2010b:54)。箕面市では、こうしたことに基づいて、社会的雇用の法制度化を国に対して行う際、賃金水準を月 9 万円としている。

主に次の二点にまとめられるだろう。

一つ目は、障害のある人に働く権利を保障し、そのことを通じて社会にノーマライゼーションの理念を実現していくことである。社会的雇用という新しい働き方を創ることによって、労働意欲があり、自立をめざす障害者にふさわしい選択肢を提供でき、社会参加を促進することができる。そして、障害のある人の就労モデルを作り上げることによって、企業の諸害者雇用を促進し、障害者権利条約に規定された「合理的配慮」を実現してくことができる。これらは、ひいては、障害のある人が働く環境が整えられていくことによって地域や職場のノーマライゼーションが図られるということであろう。

二つ目は社会のコスト削減という効果である。社会的雇用制度を創設することで新たなコストが発生しても、非就労の人への生活保護や日中活動のコストが減るため、国・地方自治体全体のコストを減らすことになる。現在一般就労している障害者が 65 万人、福祉的就労をしている障害者が 17 万人、就労していない障害者が 117 万人である。ここから非就労の人 10 万人が社会的雇用に移ると、年間 430 億円の社会的コスト削減になると見込まれている(大阪府箕面市 2011)。

3. 考察——社会的雇用の射程

「働く人は働き、働けない人は保護を受ける」というのは、救済や保護を論じる際の基準として、古くからなじみのものである。戦後の日本でも、働く者は働くべきという規範(「労働の義務」)は極めて重要とされてきた。

この規範のもとでは、「働けない」とみなされない人には就労が強く求められ、そうした人びとが福祉の対象として保護を受けることは必ずしも容易ではない。この「労働の義務」の規範の厳しさが、今日の福祉をめぐる一つの問題となっている。生活保護の領域では、現に困窮している人が過度に就労を求められることなく必要な保護を受けられるようにすること、あるいは当事者の事情に寄り添った就労支援を行うことが課題として論じられている。

一方、「働けない」とみなされた人びとは、保護の対象とされることと引き換えに、少なからず価値を剥奪してきた。「労働の義務」が極めて重要視される社会において、「労働の義務」の主体であるよりも福祉の対象であるということは、社会の完全な成員としてのメンバーシップを剥奪されるということであった。

障害者運動にとって、労働は単に所得確保の問題ではない。それは「社会参加」の内実とその形態、人間関係、そして、アイデンティティや自己評価等に直接関わる(田中 2005:194)。1960 年第 1 四分位から、「障害者にとって労働とは何か」という問い合わせが、運動のなかで問われてきた(同)。

田中耕一郎は、1970 年代から 1980 年代の障害者運動における労働問題に関する主張として、次の三つの議論を整理している(田中 2005:194-195)

一つ目は、「障害者にとって生きること自体が労働である」という主張である。「青い芝の会」を中心とした運動は、「働けない障害者」そのものを社会的に認めさせなければ、障害者の解放はあり得ないという認識に立ち、賃金労働の価値を相対化していこうとした。これは、障害のある人も働くことがよいという価値観自体を問い直し、稼働能力を通じた社会参加とは異なる新しい価値を作り出そうとするものである。

二つ目は、「一般的の職場のあり方そのものを内部から変革すべく一般就労を求める」という立場である。これは、障害者が一般的の職場に参加することによって、障害者に可能な労働内容を創り出し、さらには労働条件の改善や就職差別に対する糾弾を通して、障害者の現実的な労働権の確立を要求しようとする方略である。

三つ目は、「共同作業所の中で新たな労働のあり方を創出しよう」という立場である。これは、共同作業所を新たな労働のあり方を創造する場として、また、地域社会を変革する拠点として積極的に捉え直そうとする実践となる(同:195)。

社会的雇用の法制化は、このうちの二つ目の立場に立つものと考えられるだろう。労働市場から排除されていた障害のある人びとを労働市場に包摂し、既存の労働のあり方をその内側から変えていくことを目指すものである。

他方、福祉的就労への労働法制の適用は、三つ目の立場につながるものであるといえるかもしれない。これは、福祉的就労の場を拠点として、既存の労働のあり方を外側から変えていく可能性を持つと考えられる。

箕面市の社会的雇用事業の基本理念は「働く権利」の保障である。1988年4月に「(仮称)箕面市障害者事業団」設立準備委員会がまとめた『(仮称)箕面市障害者事業団』の設立に向けて最終報告書(設立基本計画素案)には、「人は職業を通じて社会に参加し、その労働の対価として収入を得て生活を維持している。これらの点でも、障害者にとってもその職業的自立はいわば根本的な問題である」という言葉が掲げられている(財団法人箕面市障害者事業団 2007:1)。

箕面市から提案されている社会的雇用の法制度化は、先にみた障害者運動の第一と第三の主張に照らしてみれば、賃金労働のみを重視し、稼働能力によって人の価値を量ろうとするものではないかとの批判を受けるかもしれない。

しかし、箕面市において長きにわたり実践してきた社会的雇用事業には、単なる賃金労働至上主義としては切り捨てられない理念と実践の積み重ねがある。

たとえば、障害のある人にとっての労働とは何かという問題をめぐっての理論構築の歴史を、次のような例のなかにみることができる。

1993年に取りまとめられた『障害者雇用促進制度調査研究最終報告』(箕面市心身障害者連絡協議会・障害者雇用促進制度調査研究部会)には、行政の援助策の意義を説明する文章のなかに以下のような言葉がある。

健常者が箱を10個作る間に、障害者が1個作るとすると、障害者の賃金は健常者の1/10ということになるが、それでは障害者の経済的自立は不可能であり、ここに行政が、援助策としての賃金補填を行う意義がある。生産された量でその人の人間的価値を量る考え方とは、重度の障害者的人間としての価値を低くみる考え方であり、行政としてノーマライゼーション実現へ向け、障害者事業所を援助する第1の意義は、まさにこの点にあると言つてよいのである(財団法人箕面市障害者事業団 2007:15より引用)。

この言葉に対して、2007年にまとめられた報告書は、次のように批判を加えている。

あえて比喩的に説明したい意図からと思われますが、『障害者の生産性の価値』といったものがあたかも存在するかのような誤解を与えかねません。ここで例えられているような箱を作る量ではなく、地域に人権を啓発する主体としての働きぶりという視点で考えれば、箱を多く作ることができない重度障害者の方が健常者よりもはるかに『生産性』が高いといふこともいえます。むしろ問題は、そうした障害者が有している人間としての価値を。現在の社会一般の労働体系が正当に評価しえない仕組みとなっていることであり、行政がノーマライゼーションの視点から賃金補填を行う意味は、ここにあります(財団法人箕面市障害者事業団 2007:15)。

現在行われている国レベルでの社会的雇用法制化の提案に関わる文脈でも、「障害者自身が

働くを通じて、他の人や社会全体にノーマライゼーションを啓発していく、そういう社会貢献も義務として成り立つのではないか」という考え方が提起されている(栗原 2010a)。

もちろん、こうした考え方に対しても、次のように、労働能力以外の何かを「社会的有用性」として持ち出すことへの批判もあり得るだろう。

たとえば脳性マヒ者が、自らの「経済的無用性」に対して、経済効率市場主義の行き過ぎを制御する「不合理な存在」としての「社会的有用性」を主張する必要はないのである。…労働能力以外の価値を主張することは、ともすれば「知的障害者は心がきれい」という偏見と同じ陥路に通じる(杉野 2007:237)⁹。

たとえこうした批判があり得るとしてもなお、社会的雇用は、働くことによる社会参加・社会貢献の権利義務への包摂ということにとどまらない射程を、その固有の理念として持っているのだと考えてみることもできるのではないか。

杉野昭博は、価値意識批判といった超越的視点からの社会批判と、ミクロレベルの「臨床」の中間項としての制度論の意義を論じている(杉野 2007:249-255)。制度論は、社会を支配する価値やマクロな構造を変革することには直接にはつながらないかもしれないが、「メゾンレベルにおける医療制度や障害者福祉制度を変革することによってミクロレベルの臨床を改善できる」(同: 254)。

社会的雇用の法制化は、こうした意味でのメゾンレベルの制度改革に取り組むものである。

生産主義・能力主義への包摂という方向への理念的批判は重要である。障害のある人の就労という個人レベルでの社会適応だけを考えていっては、「労働能力」を評価基準とする社会の価値観は変わらないし、社会的排除の構造も変わらない。しかし、障害者雇用の制度を変えることによって、人が変わり、職場や地域が変わっていく。やがてそれが、新しい価値を創造するための足場となっていくかもしれない。

＜参考文献＞

- 朝日雅也(2009)「障害者雇用、共に働くための政策」『福祉労働』125:44-49
栗原久(2008)「就労支援現場から見た職場での合理的配慮、差別禁止とは」『季刊福祉労働』121:22-31
——(2010a)「国際障害者年三十年目の今こそ、制度改革の正念場——社会的雇用の実現を、まずモデル事業で！」『季刊福祉労働』129:54-62
——(2010b)「福祉と労働の谷間を埋める社会的雇用の法制度化に向けて」『日本職業リハビリテーション学会誌』24(1)
杉野昭博(2007)『障害学——理論形成と射程——』東京大学出版会
立岩真也(1997)『私の所有論』勁草書房
田口晶子(2009)「障害者雇用の現状と法制度」『季刊労働法』225号:4-30
田中耕一郎(2005)『障害者運動と価値形成——日英の比較から——』現代書館
松井亮輔(2009a)「障害者雇用の今後のあり方をめぐって——福祉と雇用の分立から融合へ——」『季刊労働法』225号:31-39
——(2009b)「障害者権利条約と労働」『法律時報』81卷4号:24-30

⁹ こうした批判に関しては、立岩(1997)も参照されたい。

IV部 埼玉における「生活保護受給者チャレンジ支援事業」への評価

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
分担研究報告書

低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する調査研究

「貧困・低所得者への居住支援に関する考察——埼玉県新事業ヒアリングから」

研究分担者 岩永理恵 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部

研究要旨

本研究では、埼玉県の新事業「生活保護受給者チャレンジ支援事業」のうち「ソーシャルワーカー事業」の現状と背景、とりわけ無料低額宿泊所をめぐる問題を概観して、事業の意義、想定される限界、今後の分析視点を示した。

無料低額宿泊所は、戦前から戦後の住宅、労働、社会福祉諸政策の矛盾を引き受ける役割を果たしてきたし、現在も同様である。とりわけ1998年以降、施設数、入所者数が増加した背景には、路上生活者、ホームレス問題があり、宿泊所に対する政策の転換があった。2000年代に入り、火災事件などがあって、「貧困ビジネス」と名付けられ無料低額宿泊所や法的位置付けのない施設の運営が社会問題化した。政府も対策の検討をはじめた。

このなかで埼玉県が着手した、生活保護受給者を無料低額宿泊所からアパートなどの移行を促す事業は、その取り組み自体に価値がある画期的なものである。しかしそれだけに、この事業には困難があると考える。埼玉県の事業を分析する際、少なくとも生活保護や他制度が抱える矛盾を明らかにし問題提起すること、貧困・低所得者への居住支援体制を構築するという点から考察することが必要である。すでになされている取り組みに、生活困窮者・低所得者への居住支援という課題をどう組みいれ、そこに埼玉県の成果をどう生かすかという観点から、今後分析を進めたい。

A. 研究目的

本研究では、埼玉県の新事業「生活保護受給者チャレンジ支援事業」のうち「ソーシャルワーカー事業」の現状と背景、とりわけ無料低額宿泊所をめぐる問題を概観して、事業の意義、想定される限界を述べる。その上で、今後の分析視点を示すことを課題とする。

B. 研究方法

文献サーベイ、埼玉県新事業に関する文書資料、現地ヒアリング調査による。

C. 研究結果

無料低額宿泊所は、保証人や住民登録の問題があり、住宅政策の進展でも解決つかない「不定住的貧困」に対応してきた歴史をもつ。今日も、路上生活者のように保護申請時に住所がない者が入所し生活保護を

受給する施設として機能している。「不定住的貧困」は、戦前から戦後の住宅、労働、社会福祉諸政策の矛盾を体現した深刻な問題であり、宿泊所はその矛盾を引き受けた役割を果たしてきたし、現在も同様である。とりわけ1998年以降、施設数、入所者数が増加した背景には、路上生活者、ホームレス問題があり、宿泊所に対する政策の転換があった。2000年代に入り、「貧困ビジネス」と名付けられ無料低額宿泊所や法的位置付けのない施設の運営が社会問題化し、火災事件などがあつて、社会の底辺の劣悪な生活実態が明るみに出された。

最近は、何らかの対策が必要だという問題意識が共有され、対策の検討がはじまっている。埼玉県新事業は、その対策の一つと位置づけられる。

D. 考察

以上に述べた内容を踏まえ、埼玉県が着手した、生活保護受給者を無料低額宿泊所からアパートなどへの移行を促す事業は、その取り組み自体に価値がある画期的なものだと考える。先行研究で法律家や研究者が提案していた根本的な解決策の一つである、生活保護運用のあり方を変え、居宅保護の原則を徹底するものである。しかしそれだけに、この事業には困難があると考える。第4、5節に述べたように、宿泊所数が増加したのは、住宅、労働、社会福祉政策の矛盾を受け、それらが改善されていかないことと表裏一体の関係にある。

E. 結論

埼玉県の新事業を分析する際、少なくとも

も次の二つの視点をもつべきであると考える。一つは、生活保護や他制度が抱える矛盾を明らかにし問題提起すること、二つは、貧困・低所得者への居住支援体制を構築するという点から考察することである。すでに展開されている居住支援の取り組みの中に、生活困窮者・低所得者への居住支援という課題をどう組みいれ、そこに埼玉県の成果をどう生かすかを考えるべきである。

この観点から、今後の事業実績を通じて検討する具体的な論点としては、宿泊所を利用していた生活保護受給者の特徴、宿泊所からアパートへ移行する際に各受給者が抱えている（た）課題、支援者・事業受託機関の強みと課題、他制度や特に在宅福祉を展開する他機関との連携、を挙げておきたい。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし

2. 学会発表
なし

G. 健康危険情報

なし

H. 知的財産権の出願・登録

なし

第8章：貧困・低所得者への居住支援に関する 考察——埼玉県新事業ヒアリングから

岩永理恵(神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部)

要旨

本研究では、埼玉県の新事業「生活保護受給者チャレンジ支援事業」のうち「ソーシャルワーカー事業」の現状と背景、とりわけ無料低額宿泊所をめぐる問題を概観して、事業の意義、想定される限界を述べる。その上で、今後の分析視点を示すことを課題とする。

無料低額宿泊所は、戦前から戦後の住宅、労働、社会福祉諸政策の矛盾を引き受ける役割を果たしてきたし、現在も同様である。とりわけ 1998 年以降、施設数、入所者数が増加した背景には、路上生活者、ホームレス問題があり、宿泊所に対する政策の転換があつた。2000 年代に入り、火災事件などがあって、「貧困ビジネス」と名付けられ無料低額宿泊所や法的位置付けのない施設の運営が社会問題化した。政府も対策の検討をはじめた。

このなかで埼玉県が着手した、生活保護受給者を無料低額宿泊所からアパートなどへの移行を促す事業は、その取り組み自体に価値がある画期的なものである。しかしそれだけに、この事業には困難があると考える。埼玉県の事業を分析する際、少なくとも生活保護や他制度が抱える矛盾を明らかにし問題提起すること、貧困・低所得者への居住支援体制を構築するという点から考察することが必要である。

すでになされている取り組みに、生活困窮者・低所得者への居住支援という課題をどう組みいれ、そこに埼玉県の成果をどう生かすかという観点から、今後の事業実績を通じて、宿泊所を利用していた生活保護受給者の特徴、宿泊所からアパートへ移行させる際に各受給者が抱えている(た)課題、支援者・事業受託機関の強みと課題、他制度や特に在宅福祉を展開する他機関との連携、を検討したいと考える。

1. 本研究の課題

本研究は、埼玉県の新事業「生活保護受給者チャレンジ支援事業」のうち「ソーシャルワーカー事業」の現状と背景を検討し、今後の分析視角を示すことを課題とする。

本稿では、視察内容を踏まえ事業実態を述べるが、実のところなかなかその中身を把握するのが難しい。それは事業開始が 2010 年 9 月 1 日で、全国初の取り組みでもあることから(武島 2010)、実績があまりあがっておらず、事業内容に流動的な面があることによると考える。他方で、すでにいくつかの課題が散見される。それらが本質的なものであることから、

事業の現行制度や問題状況における位置を理解する必要があると考える。事業の背景は込み入っており、歴史的文脈にも目配りが不可欠である。先行研究、とりわけ無料低額宿泊所¹をめぐる問題を概観して、事業の意義、想定される限界を述べる。その上で本事業を、生活保護受給者をはじめ貧困・低所得者の居住支援体制を構築する試みと捉え、今後の分析を展開する視点を示す。

2. 住宅ソーシャルワーカー事業について

(1) 生活保護受給者チャレンジ支援事業の概要

埼玉県による生活保護受給者チャレンジ支援事業は、さいたま市を除く県内全域を対象にし、生活保護受給者の自立支援に向けた支援事業である。県は、同事業を、緊急雇用創出基金事業(国)を活用し、2010年度補正予算で計上した。事業費は約4億1500万円である。事業実施は、県が公募で選定した事業者がおこなう。事業には、職業訓練支援員事業、教育支援員事業、住宅ソーシャルワーカー事業の三つがある。

県は、事業の公募に際し、県内を東西南北の4エリア(教育支援員事業は5エリア)に分けて、事業、エリアごとに事業者の募集をした。職業訓練支援員と教育支援員は全県で一つの事業者、住宅ソーシャルワーカーは東部と南部、西部と北部を同じ事業所が受託している。各事業者は、エリアごとに「アスポート」と名付けられた事務所を開設し、事業を運営している。

各事業の支援員は、さいたま市を除く県内43の福祉事務所と連携しながら支援する。福祉事務所は、生活保護受給者から、事業者に情報提供することへの同意書をとる。その後、福祉事務所(ケースワーカー)を介しながら、受給者と支援員が連絡をとる体制になっている。

事業	受託事業者
職業訓練支援員	NPOワーカーズコープ
教育支援員	彩の国子ども・若者支援ネットワーク
住宅ソーシャルワーカー(東部・南部)	彩の国生活支援ネットワーク
住宅ソーシャルワーカー(西部・北部)	埼玉県社会福祉士会

(2) 住宅ソーシャルワーカー事業の内容

住宅ソーシャルワーカー事業は、無料低額宿泊所からアパートなどへの移行を促す事業である。埼玉県福祉部長である武島(2010)の記事によれば、事業は次の3つに整理される。

¹ 本稿では、「無料低額宿泊所」と「宿泊所」という語は、特に断りのない限り同じ意味で用いる。

- ①養護老人ホームや知的・精神グループホームへの入居支援
- ②民間アパートへの転居促進
- ③住宅ソーシャルワーカーが、住居の確保や地域生活を支援

本事業が必要な理由は、関連する新聞報道等の記事を参照して次の2点に整理できる。

①無料低額宿泊所の中には、必要な届け出をせず、路上生活者に生活保護を申請させ、狭い部屋で高額な家賃や食費をとるなど「貧困ビジネス」と批判される形態をとるものがある。無料低額宿泊所は、アパートなどの一般住宅に移る前に、一時的に利用する施設であるが、入居期間が長期化している現実がある。このような無料低額宿泊所から、生活保護受給者に適当な生活環境への転居を進めるものである。

②福祉事務所のケースワーク数が足りず支援が行きとどかないということがあって、今回の支援員にケースワーカーの支援を補完する役割を期待するものである(武島 2010)。

①の理由は、明快なようだがのだが、次のような説明もある。『Governance 2010年10月連載“地域”というセーフティネット 19』の記事では、埼玉県では無料低額宿泊所の入所期間は平均2年で、「宿泊所をつぶせ」というような論調の報道もあったが、決してそういう趣旨ではない。県の方もきちんと指導しているので、ほとんどの事業者はトラブルがあってもすぐに改善している。問題は入所期間が長期化していること。あくまで宿泊する場所であって、短期間に利用するのが望ましい」という趣旨にもとづく事業、とある。宿泊所を全否定するものではなく、問題があるところに対応する事業だという。しかし後に述べるように、宿泊所の意義、評価は一筋縄でいかない。問題がある宿泊所とはどのようなもので何が問題なのかをめぐり不明な面があり、事業目的に分かりにくさがある。

②については、福祉新聞(2010年9月13日)の記事によれば、福祉事務所の担当者は、「慢性的な人手不足の中で、社会福祉士など専門性を持った人材が来てくれるのは助かる」と期待する声が上がる一方で、「これまでの業務内容がどう変わるか、現時点ではまだ想像がつかない」と戸惑う声も聞こえた、とされる。なお、宿泊所から居宅へ移行した生活保護受給者の実施責任は、保護を決定した福祉事務所に戻される。

武島裕(2010)によれば、事業は次のように展開する。

- ① 福祉事務所が、無料低額宿泊所からアパート移行する対象者をリストアップする。
- ② 住宅ソーシャルワーカーは、ケースワーカーとともに対象者を支援する。
- ③ スムーズに入居できるよう、地元の不動産業者や大家の理解を得る。
- ④ 受給者が地域で安定した生活を送ることができるよう、生活面での支援をする。
- ⑤ 健康で働く者には、就職や職業訓練受講への支援をする。
- ⑥ 高齢や障害をもつ者へは、社会福祉施設への入所手続き支援をする。

以上について、2010 年度は 500 人が安定した地域生活ができるよう支援する予定である。

(3) 無料低額宿泊所とは

では問題の無料低額宿泊所とは何か、あとで詳しく述べるが、先に根拠法と埼玉県の実態を簡単に説明しておこう。

無料低額宿泊所とは、社会福祉法第 2 条第 3 項に定める第 2 種社会福祉事業第 8 号にある「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用する事業」にもとづく。社会福祉法第 69 条により、宿泊所事業を開始したときは、事業開始の日から 1 ヶ月以内に事業経営地の都道府県知事に第 67 条第 1 項に掲げる事項を届出なければならないとされている。

社会福祉法第 67 条第 1 項

- 1 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 事業の種類及び内容
- 3 条例、定款その他の基本約款

最近の無料低額宿泊所の運営については、入所者の大半を生活保護受給者が占めており、寮費などと称して保護費のほとんどを徴収するとか、劣悪な生活環境であることから問題化している。厚生労働省は、2003 年 7 月 31 日付の通知で、無料低額宿泊所の設備や運営などについての「指針(ガイドライン)」を作成して公表した。無料低額宿泊所の設置数の多い自治体では、独自のガイドラインを作成しており、埼玉県福祉部社会福祉は、2002 年 6 月 21 日「第二種社会福祉事業(無料低額宿泊所)の届出の事務処理及び運営に関するガイドライン」を定めている。

しかし、問題状況が改善していないとされ、厚生労働省は、「無料低額宿泊施設等のあり方に関する検討チーム」を発足させた。第 1 回目の審議は 2009 年 10 月 30 日である。そこで公表された資料によれば、2009 年 6 月末時点で、無料低額宿泊施設利用者が 14,089 人、このうち生活保護受給者が 12,894 人である。無料低額宿泊施設は、439 施設である。このうち埼玉県(さいたま市を除く)は、1221 人、21 施設である。

3. 視察内容

住宅ソーシャルワーカー事業をおこなっている二受託事業者について、2010 年 11 月 24 日に視察した内容を述べる。

(1) 埼玉県社会福祉士会(西部・北部)

埼玉県社会福祉士会は、所沢市内の西部地区事務所と、さいたま市中央区内の北部

事務所を運営する。説明では、社会福祉士会という専門職団体が関わる意義が強調された。ただし、この事業の財源が「緊急雇用創出基金」であるため、支援員の採用に失業者を採用する条件があり、社会福祉士以外の雇用も積極的におこなうように要請されたという（埼玉県社会福祉士会だより第 12 号）。そのため、現在配置されている職員には、新規資格取得者や無資格の失業者を採用していること、県外からの社会福祉士も採用していること、「専門職」としての能力向上を図っていることの説明があった。

具体的には、事務所は、地区ごとに常勤事務員を 1 名配置し、ヒアリング時には、総勢 37 名の社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者と、無資格者 1 名が勤務する。37 名のうち、15 名が週 5 日勤務であり、その他は週 1~4 日の勤務である。有資格者のうち 7 名は資格を取得したばかりであり、3 年以上の現場経験者がコーディネーターとして、経験の浅い職員の指導をおこなう体制をとる。全員が、埼玉県社会福祉士会の実施する研修を受けている。

11 月 24 日時点での支援実績は、10 件である。事業開始当初、宿泊所や福祉事務所との連携関係構築が困難であったという。宿泊所に事業の趣旨を理解してもらうのに時間がかかった。現在「福祉事務所との関係はよくなつて」おり、実績は加速度的に増加するとみている。

他方で、この事業がそもそも有期であるため、支援員には期限の時点で「身を引くことになる」。支援の継続性は大切なので、福祉事務所と連携をとる。社会福祉士会としては、川越市内の借家に設けた緊急一時保護（最大 30 日以内、3 名定員）を継続的に運営していくことを決めている。

（2）彩の国生活支援ネットワーク（東部・南部）

こちらは弁護士や司法書士を中心となり結成された事業者である。訪問した事業所は川口市にあり、12 月時点で、支援実績が 11 件である。もう一つ越谷市においている事務所の実績も含めると 23 件である。説明は、福祉事務所に提出している「支援状況月次報告書」にもとづいて具体的におこなわれた。なお同報告書は、個人情報保護の関係上、説明後回収されたため、詳述しない。

説明のなかで現在困っている問題として挙げられたのは次の 2 点であった。

- ①賃貸保証会社の審査が通らないこと
- ②宿泊所退去後、アパートに入ってからの支援

アパート入居する、賃貸契約を結ぶ際の、最低限で最大の閑門が、賃貸保証会社の審査に通ること、となっている。賃貸保証会社とは、有り体にいえば、保証人となる親族などがいない人が、お金で保証人を買うしきみである。低所得者の場合は、利用にそもそも困難がある上、保証預託金が必要になってきて、利用のハードルがあがっている。他方で、保証人が確保できたとして、アパート契約上の問題も多い。適当な物件をさがせても、高額な礼

金を請求される、定期借家契約を要求されるとか、高度な交渉能力で対応しなければならない事案がある。

アパートに入ってから後をどう支援するかも重大な課題である。現在は、まだアパートに入居して間もない人が数名いるのみだが、彼らのアパート生活を維持させていく支援を考えなければならない。同センターに支援を求めてくる利用者は、若年層は児童養護施設などの利用者、中高年者は派遣切りにあった者の多い印象があり、もともと貧困であるとか、刑余者になった経験があるものも含まれる。このようなバックグランドも踏まえながら、居宅支援の方法を検討する必要がある。

視察時の実績は上記であったが、結局 2010 年度の実績(2011 年 3 月 31 日現在)は、埼玉県のまとめによれば、次のとおりである。

アパートへの入居決定	250人
(内訳)アスポート川口	44人
(内訳)アスポート越谷	39人
(内訳)アスポート所沢	65人
(内訳)アスポート与野	102人

4. 現時点で散見される課題

住宅ソーシャルワーカー事業の概要をまとめ、1 日であるが視察した内容を述べてきたなかに散見された課題を論じる。

1 つ目は、視察により把握した事業の運営経過から、そもそも無料低額宿泊所から生活保護受給者が居所を移す必要についての理解が関係者間で十分には共有されていない、という課題がみてとれる。埼玉県社会福祉士会では、事業開始当初、宿泊所や福祉事務所との連携関係構築が困難で、視察時の実績数がわずかにとどまっていると説明された。現在「福祉事務所との関係はよくなって」おり、実績は加速度的に増加するという。彩の国生活支援ネットワークにおいても、実績数が少ないので、当初同意書が集まらずスムーズに支援開始できなかったことにある。日本労協新聞(2010 年 11 月 5 日)には、「10 月 5 日、生活保護費の受給日。川口市福祉事務所で、職業、生活、教育の各分野から 47 人の支援員が参加し、支援への『同意書』にサインをもらう集中行動を行いました。(中略)この日は 762 人の同意書を得ることができ、支援へのスタートを切りました。」とある。この出来事は、事業着手に苦労した経緯を象徴するようにみえる。

事業の対象者は、生活保護受給者であり、最初に対象者をピックアップするのは福祉事務所のケースワーカーである。ケースワーカーから説明を受け、事業者に情報提供することへの同意した者は同意書にサインし、その契約にもとづき本事業の支援は始まる。同意書が集まり事業対象者に速やかに接触できるかは、ケースワーカーが宿泊所から居所を移す

意義を理解した程度に関わる。ケースワーカーさらには宿泊所運営者が宿泊所からの転居を促す本事業をどのように理解するかが、事業の成否、端的には実績数に反映する。先に事業目的の分かりにくさ、問題がある宿泊所とはどのようなもので何が問題なのかが曖昧と指摘した点は、事業実態に現われている。

2つ目は、アパートなど適当な移行先をみつけ実現することへの障壁が多数あることである。生保受給者がアパートに入居が可能になるには、受け入れてくれる不動産業者や大家の開拓が必要である。住宅ソーシャルワーカーの仕事には、スムーズに入居できるよう、地元の不動産業者や大家の理解を得ることがある。他方で、適当な物件をさがせても、高額な礼金を請求される、定期借家契約を要求されることなどがあり、高度な交渉能力で対応しなければならない事案があるという。そして物件がみつかっても、賃貸契約が完了するまでに壁がある。賃貸契約の保証人確保であり、賃貸保証会社の審査通過である。また今回の視察では語られなかつたが、事業内容からいえば、アパートで独り暮らしするのが困難な場合は、適当な支援付の施設を確保しなければならない。

3つ目は、アパート入居後の支援体制をどう築くかである。これは埼玉県社会福祉士会の彩の国生活支援ネットワーク双方で語られていたが、今後のこととして具体的な中身は話されていない。おそらくこれまで各方面でなされてきた施設から地域への移行、とりわけ多くの困難を抱えるホームレス状態の方に対する居住支援の経験を踏まえ、課題として想定しているのだと考える。たとえば、山崎・奥田・稻月ほか(2006:16)は、ホームレスの自立支援に関わった経験から、「アパートを設定し生活保護が決定される、あるいは就職が決まる。しかし、だからといって問題がすべて解決したわけではない」ことを強調する。物質的支援である炊き出しや生活保護受給、居宅設置や自立生活の維持に関する支援が、連続してつながり、一本の線を描き、「その人の生の全領域、もしくは人生そのものに付き合う体制」が必要であるという(山崎・奥田・稻月ほか 2006:20)。

この3つ目は、本事業の枠を超えた課題であるといえよう。本事業の従事者には、社会が抱える深刻な問題が背景にあることへの意識がみてとれる。1点目2点目も、技術的問題ではなく、社会制度の現状が深く関与している。そこであらためて疑問に思われるのが、なぜ生活保護受給者が宿泊所に入所しているのか、その問題がいかなることか、である。本事業の意義、限界を検討するには、宿泊所をめぐる問題状況、さらには貧困・低所得者への居住支援というテーマを取り上げてみる必要がある。次節では、先行研究に依拠しながら宿泊所の歴史や動向、現状を整理し、埼玉県新事業を分析する観角を検討する。

5. 無料低額宿泊所をめぐる問題状況

(1) 無料低額宿泊所の歴史的背景

無料低額宿泊所は、先に述べた通り社会福祉法に定められているが、これがどのようなものであるか、その歴史は複雑である。

無料低額宿泊所は、1951年に成立した社会福祉事業法より第二種社会福祉事業社会福祉施設に位置づけられたが、宿泊所そのものは戦前より存在し、雑多な施設であった(岩

田 1995:69)。路上徘徊のみでなく「変える家がない」という状態も含む「不定住的貧困」に対する社会福祉の対応を分析した岩田(1995)により、社会福祉の体系が整備されるなかでさまざまな扱いを受け位置づけが変わる宿泊所の変遷を理解することができる。

岩田(1995)による戦後東京の社会福祉における「不定住的貧困」対策の歴史的検討は、1985年までであるが、現状の無料低額宿泊所を検討する際でも示唆をもつ。法定の無料低額宿泊所に限らず宿泊所とは、たとえば、保証人や住民登録の問題があり、住宅政策の進展でも解決つかない「不定住的貧困」に対応する側面が強いという。「戦前からの労働宿泊所は、こうした流動的側面をもつ東京の『外』からの求職者を主要な対象とした経済保護の系列に位置し、次第に『レンペン』への対策をも含んでいったのであるが、今日の宿泊所にもその機能が求められている」。1975年頃からは、「保護施設再建整備計画によって、整理され、特別区移管によってその『敷居を高くし』、利用の停滞を招いた保護施設、宿泊所は」、「再びあいまいであるが臨機応変な施設として『復活』し、多様な『対象』を前提とした新たな役割を模索している」とされる。これは、「戦後に一時現象と考えられた『不定住的貧困』がなかなか解決されないこと、それどころか制度や谷間で新しい『不定住的貧困』が生まれる」という社会的状況と、他方で「ガラガラになった施設への関係者の危機がこれを促進した」のではないかという。ただし、「福祉事務所の窓口で病気や稼働意欲を基軸に振り落とされた単身の『住所不定者』は、この『復活』した施設にも救われない」(岩田 1995:153-156)。

「不定住的貧困」という問題は、根本的には、住宅政策、労働政策、社会福祉施策の在り方による。住宅政策研究を専門とする平山(2010)は、労働市場の変化のなかで、安定した雇用と賃金を得られない人が増え、借家人の所得が減少し住宅費が増大するなかで「労働市場参加は居住の安定を約束していない」という。「新自由主義の住宅政策は、住まいを市場化し、それを住宅セーフティネットで補完するという枠組みをもつ」が、「市場領域の拡大を重視する政策は、住宅セーフティネットの守備範囲を狭め、住まいの問題状況に対応する力を備えていない」(平山 2010)。

結果として生み出されている住まいの貧困の現状は、「ハウジングプア」という概念を用いて説明した稻葉(2009)に詳しい。「ハウジングプア」とは、貧困ゆえに居住権を侵害されやすい環境で起居せざるをえない状態を指し、屋根がない状態、屋根はあるが家がない状態、家はあるが居住権が侵害されやすい状態を包括する概念である。稻葉(2009)は、岩田(1995)が論証した「不定住的貧困」の現代的ありようを描いている。とりわけ本稿に関わって示唆的なのが、路上生活者やネットカフェ生活者などの人びとの生活保護申請に同行する活動してきた経験にもとづき挙げた生活保護行政の対応の問題点である。それは、近年大都市では少なくなってきたが「住所がない」ことを口実に追い返すこと、「稼働能力があること」を口実に申請させないこと、居宅保護が原則にも関わらず民間宿泊所などで保護を開始しアパートへの転居をなかなか認めない対応、の三点である。

三点目に関わって稻葉は、民間宿泊所＝無料低額宿泊所が拡大した背景を次のように説明している。民間宿泊所を経営する団体のうち、もっと多くの施設を抱えるNPO法人エ

ス・エス・エスが、その前身の政治団体日本人権連合(NJR)が宿泊所を開設していったのは1998年頃からである。NJRは、炊き出しを実施することで、路上生活者を集めて施設に入所させ、宿泊所の住所を現在地にして生活保護の一斉申請を開始した。エス・エス・エスは、入所者の生活保護費から宿泊費と食費を徴収し、経済的に成功して、多くの追随者を生みだしたという(稲葉2009:97-9)。

「不定住的貧困」は、今はじめて発見され生み出されたものではなく、戦前から戦後の住宅、労働、社会福祉諸政策の矛盾を体現した深刻な問題である。戦後の歴史上、宿泊所はさまざまな矛盾を引き受ける役割を果たしてきて、現状では、路上生活者のように保護申請時に住所がない者が入所し生活保護を受給する施設として機能している。今日の無料低額宿泊所のあり方は、路上生活者、いわゆるホームレス問題、稲葉(2009)のいう「ハウジングプア」と深い関係がある。続く第2、3項では、この最近の無料低額宿泊所の動向と議論の現状をみていく。

(2) 無料低額宿泊所の動向

無料低額宿泊所の現状を示す際にしばしば引用されるのが、2009年10月30日厚生労働省内に設定された「無料低額宿泊施設等のあり方に関する検討チーム(第1回)」に提出された調査結果である。この「社会福祉法第2条第3項に規定する無料低額宿泊事業を行う施設の状況」の一部を引用し、2006年6月末日現在～2009年6月末日現在の施設数と総入所者数の推移を示したのが、表1である。表1によると、2009年6月時点で無料低額宿泊所には、全国で439施設、14,089人の入所者数である。

表1「社会福祉法第2条第3項に規定する無料低額宿泊事業を行う施設の状況」

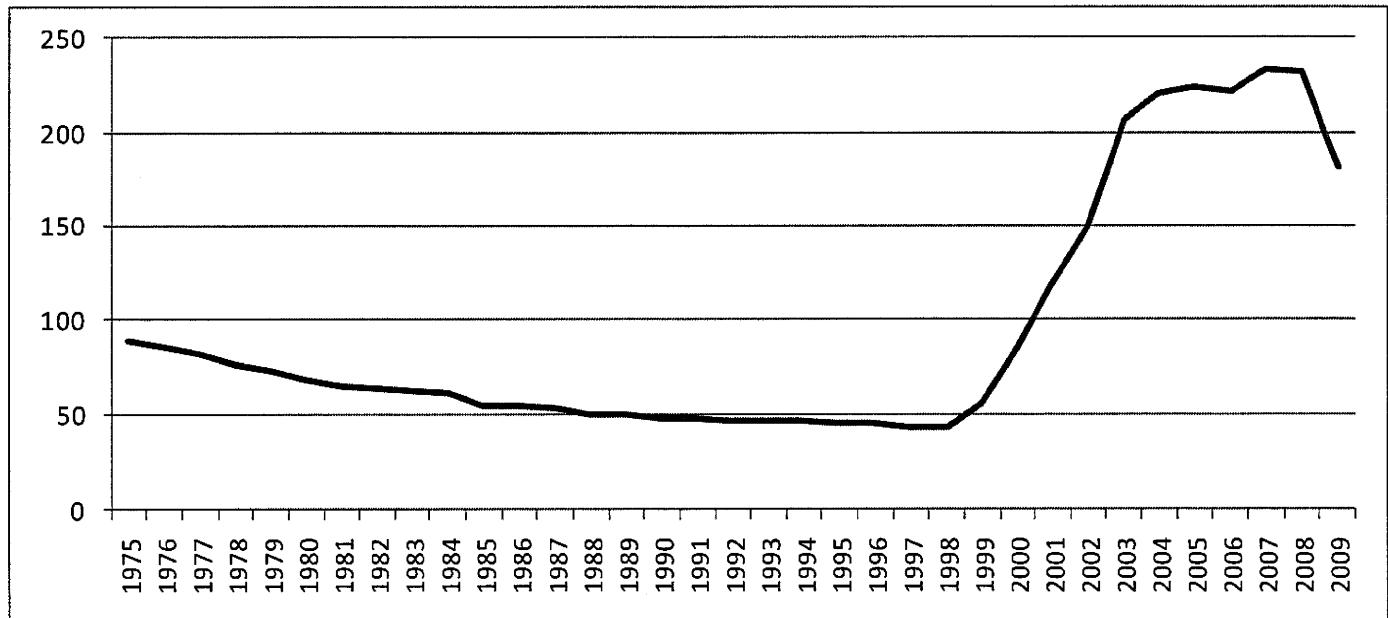
	2006年6月現在	2007年6月現在	2008年6月現在	2009年6月現在
施設総数	388	398	415	439
総入所者数	12,110	12,384	12,940	14,089

出典:「無料低額宿泊施設等のあり方に関する検討チーム(第1回)」2009年10月30日資料をもとに筆者が作成

他方で、従来、厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課が実施してきた「社会福祉施設等調査」にも、「生計困難者のために無料又は低額な料金で貸し付ける簡易住宅、又は宿泊所その他の施設」と定義された「宿所提供之施設(社会福祉法)」、すなわち無料低額宿泊所のデータが収集されている。「社会福祉施設等調査」とは、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ること

とを目的としたものである²。同調査にもとづき 1975 年から 2009 年までの施設数の推移を示したのが図 1 である。徐々に施設数が減少してきて 1990 年代末から急激に増加している様子がみてとれる。

図 1 無料低額宿泊所の施設数推移



出典:「社会福祉施設等調査」

(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001030513>)をもとに筆者作成

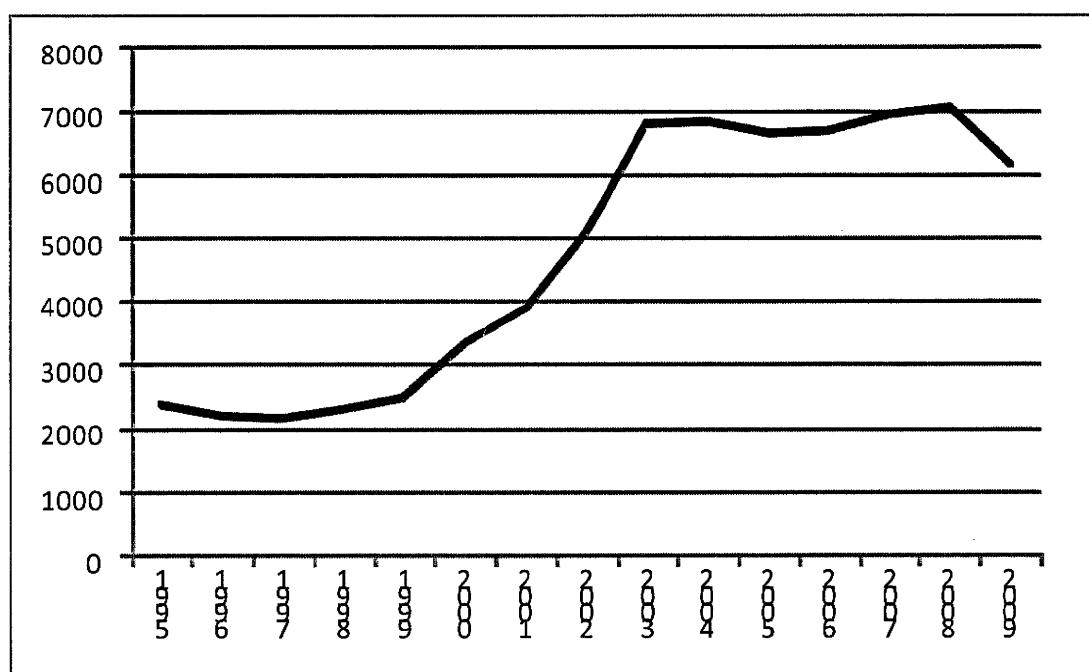
2009 年 10 月 1 日時点での報告されている施設数は、182 であり、2008 年 232、2007 年 233 と、表 1 と比べて約半数程度の数しか報告されていない。両者の数値はかなり異なっている。その理由は推測の域を出ないが、おそらく調査主体、方法による差ではないかと考える。表 1 の調査は、2009 年 7 月 9 日付課長通知(社援保発第 0709 第 1 号)により、次項に述べる経緯があつて無料低額宿泊所のみ、各都道府県、指定都市及び中核市によって調査したものである。「社会福祉施設等調査」は、各都道府県、指定都市及び中核市が実施してきた。2009 年は、「宿所提供之施設(社会福祉法)」を含む「他の社会福祉施設等」の調査対象施設・事業者 10451ヶ所のうち、集計できた数は、8717ヶ所(83.4%)である。

² 「社会福祉施設等調査」は、当初厚生省報告例としてまとめていたが、施設の状況をより詳細に把握するため、1956 年から「社会福祉施設調査」として分離し、1985 年調査からは 3 年に一回精密調査を、中間年については簡易調査を実施しているものである。以上の説明は、国立社会保障・人口問題研究所のウェブサイト内にある『生活保護』に関する公的統計データ一覧 2010 年 9 月 28 日更新を参照した。

さらに2009年は、図1や後に掲げる図2、図3でも数値が下がっていて、厚生労働省が委託した民間事業者が調査票を送る、という実査の主体変更が影響しているのではないかと考える。

「社会福祉施設等調査」の結果は、調査からの脱落と2009年は調査方法変更の影響があると推測するが、長期傾向を把握するものとして参考しておきたい。1998年以降施設数が増加し(図1)、入所者数も増加し(図2)、在所率も上昇傾向にあって(図3)、施設が多くなっても稼働率が上がっている様子がみてとれる。稻葉(2009)の引用を裏づけ、1998年から施設数も入所者数も増加していることを確認できる。では、この1998年以降、どのような政策の展開や議論がされてきたか、次項で述べていきたい。

図2 無料低額宿泊所の年次別在所者数



出典:「社会福祉施設等調査」

(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001030513>)をもとに筆者作成